

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○救急医療機関の認定	(医療整備課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の指定	(同)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退	(同)	二
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○都市計画決定の図書の写しの縦覧(六件)	(都市計画課)	二
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	三
○宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示	(契約課)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	四
○土地改良事業計画変更の適当の決定(二件)	(北部地方振興事務所)	四
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		五
○政治団体の届出事項の異動届		六
○政治団体の解散届		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)		七
○資金管理団体の届出		七
○資金管理団体の届出事項の異動届		七
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		七

告 示

○証票の無効(四件)

八

○宮城県告示第八百四十二号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
平成二十三年十一月二十五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
女川町地域医療センター	女川町鷲神浜字堀切山五十一・六	平成二十三年十月一日	平成二十六年九月三十日

○宮城県告示第八百四十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十三年十一月二十五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二七〇〇四五二	宮城県船形コロニー黒川郡大和町吉田字上童子沢二十一	短期入所	宮城県	平成二十三年十一月一日
〇四一五五〇〇八二六	And You フレンドパーク 仙台市泉区長命ヶ丘三丁目三十一番十号	児童デイサービス	一般社団法人 悠優会	平成二十三年十二月一日

○宮城県告示第八百四十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十三年十一月二十五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	施設名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
			宮城県知事 村 井 嘉 浩	

〇四二七〇〇四五二	宮城県船形コロニイ 黒川郡大和町吉田字 上童子沢二十一	施設入所支援 生活介護 就労継続支援B 型	宮城県	平成二十三年 十一月一日
-----------	-----------------------------------	--------------------------------	-----	-----------------

〇宮城県告示第八百四十五号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により次のとおり指定障害者
支援施設の指定の辞退があったので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。
平成二十三年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
〇四二七〇〇〇八〇	宮城県船形コロニイ 黒川郡大和町吉田字上童子沢二十一	宮城県	平成二十三年 十月三十一日

〇宮城県告示第八百四十六号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり
実施する。
平成二十三年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十四年 一月十七日	多賀城市 山王・新田・ 南宮・高橋	午前十時から 午後二時三十分まで	高橋地区生活センター
一同 一月十八日	多賀城市 大代・笠神・ 下馬・米ヶ 丸山・鶴ヶ 谷・桜木・ 宮内・明月 町前	午前十時から 午後二時三十分まで	多賀城市総合体育館
一同 一月十九日	多賀城市 市川・浮島・ 城南・高崎・ 志引・東田 中央・八幡・ 山・留ヶ谷 上	午前十時から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
一同 一月二十五日	塩竈市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	塩竈市役所東分庁舎
一同 一月二十六日	塩竈市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	塩竈市役所東分庁舎

一同 一月二十七日	塩竈市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	塩竈市役所東分庁舎
一同 一月三十日	塩竈市 仲卸市場	午前八時三十分から 正午まで	塩釜水産物仲卸市場南側入 口
一同 一月三十一日	塩竈市 仲卸市場	午前八時三十分から 正午まで	塩釜水産物仲卸市場南側入 口
一同 一月一日	塩竈市 浦 戸	午後二時三十分から 午後四時三十分まで	浦戸諸島開発総合センター

〇宮城県告示第八百四十七号
気仙沼市から気仙沼都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法
律第百号）第二十條第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十三年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 種類 気仙沼都市計画被災市街地復興推進地域
 - 名称 鹿折・魚町・南町地区被災市街地復興推進地域
- 二 縦覧場所
- 宮城県庁（土木部都市計画課）

〇宮城県告示第八百四十八号
気仙沼市から気仙沼都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法
律第百号）第二十條第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十三年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 種類 気仙沼都市計画被災市街地復興推進地域
 - 名称 南気仙沼地区被災市街地復興推進地域
- 二 縦覧場所
- 宮城県庁（土木部都市計画課）

〇宮城県告示第八百四十九号
気仙沼市から気仙沼都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法
律第百号）第二十條第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十三年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 種類 気仙沼都市計画被災市街地復興推進地域
- 2 名称 松岩・面瀬地区被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百五十号

名取市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画被災市街地復興推進地域
- 2 名称 閑上地区被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百五十一号

女川町から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域
- 2 名称 女川被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百五十二号

南三陸町から志津川都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 志津川都市計画被災市街地復興推進地域
- 2 名称 志津川地区被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市三色吉字鶴五番地の一

三 設立認可の年月日

平成十一年十一月四日

四 変更認可の年月日

平成二十三年十一月二十一日

○宮城県告示第八百五十四号

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程平成二十三年宮城県告示第七百二十七号の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（雑則）

第十二条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則に次の一項を加える。

（総合評点の付与の特例）

3 第五条の二第一項第二号イの工事成績調書に東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により特に必要となつた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第一条第一項に規定する廃棄物をいう。）の撤去等に関する工事その他の工事に係る工事成績調書が含まれていない場合は、別に定めるところにより、当該工事成績調書は、同号イの工事成績調書に含まれないものとみなして、第五条の二（第五条の四第三項で準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

附 則

この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。

○宮城県告示第八百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台市岩切土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県仙台地方振興事務所
所 長 本 木 隆

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年十一月七日	今 野 孝	仙台市宮城野区福田町四丁目一番十号	理事
平成二十三年十一月七日	関 内 清 一	仙台市宮城野区岩切字堰下五十九番地	理事
平成二十三年十一月七日	吉 田 正 憲	仙台市宮城野区新田三丁目十四番二 十号	理事
平成二十三年十一月七日	佐 藤 俊 郎	仙台市宮城野区岩切字今市十一番地	理事
平成二十三年十一月七日	田 中 秀 夫	仙台市宮城野区新田四丁目六番八号	理事
平成二十三年十一月七日	相 澤 勝 一	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字北畑三番地 の二	理事
平成二十三年十一月七日	大 泉 享	仙台市宮城野区田子字上十八番地	理事
平成二十三年十一月七日	大 泉 政 志	仙台市宮城野区田子二丁目四十一番 三十一号	監事

二 退任した者

平成二十三年十一月七日	日 野 正 博	仙台市宮城野区岩切字三所北十六番地	監事
退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年十一月六日	今 野 孝	仙台市宮城野区福田町四丁目一番十号	理事
平成二十三年十一月六日	関 内 清 一	仙台市宮城野区岩切字堰下五十九番地	理事
平成二十三年十一月六日	大 泉 享	仙台市宮城野区田子字上十八番地	理事
平成二十三年十一月六日	相 澤 勝 一	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字北畑三番地 の二	理事
平成二十三年十一月六日	吉 田 正 憲	仙台市宮城野区新田三丁目十四番二 十号	理事
平成二十三年十一月六日	小 畑 勝 義	仙台市宮城野区新田四丁目七番十八 号	理事
平成二十三年十一月六日	佐 藤 俊 郎	仙台市宮城野区岩切字今市十一番地	理事
平成二十三年十一月六日	鎌 田 広 司	仙台市宮城野区田子字上二十四番地 の一	監事
平成二十三年十一月六日	桂 島 康 夫	仙台市宮城野区岩切字今市七十一番 地	監事

○宮城県告示第八百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、小山田川沿岸土地改良区が行つた土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県北部地方振興事務所
所 長 吉 田 祐 幸

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年十一月二十五日から平成二十三年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

栗原市役所、登米市役所、大崎市役所

○宮城県告示第八百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、加美郡西部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐幸

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年十一月二十五日から平成二十三年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

加美町役場

選挙管理委員会

○宮選管告示第四百一十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

みんなの党宮城県議会第6支部 阿部 千夏 伊藤 正彦 仙台市太白区長町南三・二三・一 ○ 平成二十三年十月十四日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

あへ千夏後援会 阿部 千夏 伊藤 正彦 仙台市太白区大崎町五・一 平成二十三年十月十二日

阿部均後援会 阿部 均 阿部 均 巨理郡山元町坂元字鈴ヶ入一四三 平成二十三年十月二十五日

一條いさお後援会 佐久間 貞成田 公 伊具郡丸森町字小保田五五 平成二十三年十月十九日

伊藤聡後援会 伊藤 聡 伊藤 敏江 仙台市青葉区本町一・二・五 平成二十三年十月十七日

及川秀一後援会 及川 秀一 及川 享子 名取市那智が丘一・八・一〇 平成二十三年十月十二日

佐藤しよじ後援会 片岡 義晴 佐藤 純一 巨理郡巨理町逢隈高屋字鳥東一六 平成二十三年十月十一日

佐藤まさひろ後援会 木皿 善郎 佐藤 美子 名取市増田三・二・七 平成二十三年十月十三日

四宮規彦後援会 岡本 利彦 小笠原郁郎 巨理郡巨理町字新町五五 平成二十三年十月二十六日

庄司一郎後援会 引地 弘行 宗片 真一 伊具郡丸森町筆南字中井一五 平成二十三年十月十一日

鈴木よつこ後援会 鈴木 務 鈴木 健人 巨理郡巨理町吉田字流一四六・一七六 平成二十三年十月十二日

長南良彦後援会 大内 勝善 長南 幸子 名取市高館吉田字東真坂三・三 平成二十三年十月十四日

松木英一後援会 松木 英一 松木 郁子 塩竈市藤倉一・四・二五 平成二十三年十月十七日

村上ひさと後援会 三浦 久村上 節子 名取市大手町一・六・五 平成二十三年十月十四日

百井いと子後援会 伊藤 富敏 渡邊 文昭 巨理郡巨理町逢隈十文字字佐渡二五〇 平成二十三年十月二十四日

谷津寿彦後援会 大槻 捷一 谷津 友儀 伊具郡丸森町耕野字小屋館二五 平成二十三年十月十一日

渡辺勝幸後援会 松井 有紀 小松真知子 仙台市若林区古城三・一四・五 平成二十三年十月十四日

○宮選管告示第百四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤 健一

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

自由民主党三本木支部 主たる事務 大崎市三本木新沼字 大崎市三本木新町一 平成二十三年十月二十七日
所の所在地 中谷地屋敷八三・八・一五

みんなの党仙台市議会第5支部 主たる事務 仙台市太白区大谷地 仙台市太白区西多賀 平成二十三年十月三十一日
所の所在地 二・二二

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

板橋勇後援会 代表者 大竹 可守 加藤 敏美 平成二十三年十月七日

板橋勇後援会 主たる事務 伊具郡丸森町金山字 伊具郡丸森町金山字 平成二十三年十月二十四日
所の所在地 外沼一五・六 田林二・二

内海太後援会 主たる事務 気仙沼市赤岩五駄鱈 気仙沼市南郷八・一 平成二十三年十月十二日
所の所在地 一一三・一

川嶋保美栗原連合後援会 代表者 佐藤 昭 佐藤 平義 平成二十三年十月二十六日

国井宗和後援会 代表者 鍵 茂 大友 四郎 平成二十三年十月二十六日

くまざわ孝雄後援会 主たる事務 仙台市太白区大谷地 仙台市太白区西多賀 平成二十三年十月三十一日
所の所在地 二・二二 四・一一・五

栗原つばさの会 代表者 菊地多計子 佐藤 秀子 平成二十三年十月二十六日

酒井信幸後援会 会計責任者 酒井 俊治 齋藤 節緒 平成二十三年十月六日

須田善明後援会 代表者 高橋 正典 須田 善明 平成二十三年十月十三日

仙沢会 主たる事務 仙台市宮城野区福室 仙台市青葉区台原一 平成二十三年十月三日
所の所在地 二・五・一二 一七・三二

高橋浩之を育てる会 代表者 遠藤 實 遠藤 米寿 平成二十三年十月二十六日

寺島英毅後援会 会計責任者 高橋 達弥 高橋 鉄男 平成二十三年十月五日

ほりうち周光後援会 主たる事務 伊具郡丸森町字千刈 伊具郡丸森町字千刈 平成二十三年十月五日
所の所在地 二六 場一七・二

宮城県税理士政治連盟 主たる事務 仙台市宮城野区原町 仙台市宮城野区鉄砲 平成二十三年十月二十五日
所の所在地 二・四・三七 町二四六・三

山田しろう後援会 会計責任者 千葉 未男 岩淵 隆彦 平成二十三年十月十一日

山田龍太郎後援会 主たる事務 名取市名取が丘六・ 名取市名取が丘三丁 平成二十三年十月十九日
所の所在地 一・一二 目一八・一一

わたなべ忠悦後援会 代表者 山田由美子 大友 隆雄 平成二十三年十月二十八日

わたなべ忠悦後援会 主たる事務 登米市迫町佐沼字大 登米市南方町雷一六 平成二十三年十月十四日
所の所在地 網八八・一 九

渡辺ひろふみを支える会 代表者 伊藤 元實 渡辺 博史 平成二十三年十月三日

○宮選管告示第百四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤 健一

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

阿部均後援会 阿部 均 平成二十三年十月二十四日

○宮選管告示第百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

阿部均後援会

報告年月日 23.10.25 (23.10.24解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第四百四十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

阿部均後援会

報告年月日 23.10.25 (23.10.24解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第四百四十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

阿部均後援会

報告年月日 23.10.25 (23.10.24解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第四百四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
阿部 千夏	宮城県議会議員	あへ千夏後援会	仙台市太白区大崎町五・一一	阿部 千夏	平成二十三年十月十二日
伊藤 聡	宮城県議会議員	伊藤聡後援会	仙台市青葉区本町一・二・五	伊藤 聡	平成二十三年十月二十一日

○宮選管告示第四百四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十三年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
内海 太	宮城県議会議員	内海太後援会	主たる事務所の所在地	気仙沼市赤岩五駄一〇	気仙沼市南郷八・一〇
澤田 朋啓	宮城県議会議員	仙沢会	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区福室二・五・一一	仙台市青葉区台原一・一七・三二

○宮選管告示第四百四十九号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。
平成二十三年十一月二十五日

市宮野球場住宅集会所の項の次に次のように加える。

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤 健 一

旧折壁小学校住宅集会所
岩手県一関市室根町折壁字大里一四〇番地
同 県同 市千厩町千厩字横井田八八番地

○宮選管告示第百五十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十三年十月二十日以降無効とする。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

記

証票番号	㊦ 第三号の〇六九
------	-----------

証票番号	㊦ 第三号の〇六四
------	-----------

○宮選管告示第百五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十三年十月二十五日以降無効とする。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

記

証票番号	㊦ 第三号の〇二六
------	-----------

証票番号	㊦ 第三号の〇四四
------	-----------

○宮選管告示第百五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票

は、平成二十三年十月二十六日以降無効とする。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

記

証票番号	㊦ 第三号の〇八五
------	-----------

証票番号	㊦ 第三号の〇八四
------	-----------

○宮選管告示第百五十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十三年十月三十一日以降無効とする。

平成二十三年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

記

証票番号	㊦ 第一号の〇〇二
------	-----------

証票番号	㊦ 第一号の〇〇一
------	-----------